

1 最近の競争者に対する取引妨害事件

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和4年(認)第6号及び第7号 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューに対する件 (令和4年6月30日)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューの2社(以下「2社」という。)に対し、2社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、2社からそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 2社は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)に対して、それぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。</p>
<p>令和4年(認)第2号及び第3号 アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニーに対する件 (令和4年3月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、アメアスポーツジャパン株式会社(以下「アメアジャパン」という。)及びウイルソン・スポーツ・グッズ・カンパニー(以下「ウイルソン」という。)に対し、アメアジャパン及びウイルソンの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、アメアジャパン及びウイルソンからそれぞれ確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ウイルソンの子会社であるアメアジャパンは、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが正規に製造し、ウイルソン又はウイルソンの属する企業グループに属する事業者(アメアジャパンを含む。)を通じて販売される、硬式テニス用テニスラケットの一種であって、上級者向けであるウイルソン製のパフォーマンステニスラケット(以下「本件テニスラケット」という。)を、国外の正規の販売業者から輸入した本件テニスラケット(以下「並行輸入品」という。)を取り扱う輸入販売業者(以下「並行輸入業者」という。)から入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報をウイルソンに連絡するとともに、連絡した情報から当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外の正規の販売業者を特定した上で当該国外の正規の販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、本件テニスラケットをウイルソンが指定した販売地域外に販売することができない旨定めた書面に基づくなどして、特定した国外の正規の販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していた。</p>

<p>株式会社電通に対する件 (令和2年12月17日 注意)</p>	<p>株式会社電通は、東京都に所在する令和2年度補正持続化給付金事務事業の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者(以下「特定事業者」という。)が令和2年度家賃支援給付金事務事業を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から令和2年度家賃支援給付金事務事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。</p>
<p>令和2年(認)第1号 日本メジフィジックス株式会 社に対する件 (令和2年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。</p> <p>ア 富士フィルムRIFAファーマ株式会社(以下「FRI」という。)が、フルデオキシングルコース(以下「FDG」という。)の製造販売業への新規参入に当たり、FDGの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会(以下「協会」という。)を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格(以下「地域別価格」という。)で同社が製造するFDGを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、協会に対し、FRIと地域別価格によるFDGの取引をした場合には、自社が製造するFDG等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。</p> <p>イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃以降、FRIがFDGの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したFDGの自動投与装置(以下「特定自動投与装置」という。)の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するFDGを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。</p> <p>ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、FRIが製造販売するFDGを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するFDGの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。</p>
<p>平成30年(措)第12号 株式会社フジタに対する件 (平成30年6月14日)</p>	<p>株式会社フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。</p>
<p>平成27年(措)第4号 岡山県北生コンクリート協同 組合に対する件 (平成27年2月27日)</p>	<p>取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。</p>
<p>平成23年(措)第4号 株式会社ディー・エヌ・エー に対する件 (平成23年6月9日)</p>	<p>特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE(グリーン株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。)を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者ととの取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。